

小石川植物園周辺地区の屋外広告物規制の追加（文京区景観計画の改定）の パブリックコメント等の結果について

1 パブリックコメントの結果について

意見募集期間	意見提出者数	意見数
平成26年12月8日（月）～平成27年1月6日（火）	0人	0件

2 事前説明会の開催結果について

(1) 説明会開催状況

日 時	会 場	参加者数
平成26年11月26日（水） 19：00～20：00	アカデミー茗台 7階学習室A	1人
平成26年11月27日（木） 19：00～20：00	大原地域活動センター 多目的室A	3人
平成26年11月29日（土） 10：30～11：30	アカデミー茗台 7階学習室A	2人
平成26年11月29日（土） 14：00～15：00	大原地域活動センター 多目的室A	2人
		計8人

(2) 説明会で出た主な意見・質問と区の考え方

区分	意見・質問	区の考え方
パブリックコメントについて	パブリックコメントで閲覧できる資料とはどういったものになるのか。	変更点を示す資料が閲覧できます。本日の資料は、その一部を抜粋したものになっています。
	今回の意見はパブリックコメントとなるのか。公表や区からの回答はあるのか。	今回はパブリックコメント期間に入る前の事前説明会であり、パブリックコメントとは別途設定しているものです。パブリックコメントに頂いた意見に対しては、区で取りまとめ、区の考え方と共にHP等にて公表します。
改定内容について	文化財庭園等景観形成特別地区にもともとⅠ種とⅡ種があるのはなぜなのか。	小石川植物園が国の文化財の指定を受けたのが平成24年9月で、文京区景観計画を作成する時期と並行しており、時期的に屋外広告物の規制を景観計画に盛り込むことができませんでした。そのためⅠ種とⅡ種の区分としていたもので、今回改めて計画に盛り込むこととしたものです。

	基準の中の例外とはどういうものか。	規制範囲内で設置可能な自家用広告物等について、建物の背後にあるなど、植物園から見えな いものについては設置が可能です。
	光源を規制の対象としているが、サーチライト等で光を当てる場合は対象になるのか。また、ルックスなどを入れておけないか。	記載については、I種で規制しているものと同様 としています。 サーチライト等が出てきた場合は協議をさせて もらい、その都度検討を行うこととなります。
	日本庭園の上から外を見ると、茗荷谷駅周辺の建物が見え、景色がぶち壊しになっている。小石川植物園の周辺だけに規制をかけるのではなく、全体に規制をかけられないか。庭園の成り立ちを考えた上で規制するエリアを決めてほしい。	ご意見として承ります。
実施時期について	規制の実効性に対する見通しを教えてください。	規制を実行するためには、都条例の改正が必要 なため時期の明言はできませんが、来年の4月 以降になる見通しです。具体的な時期が決まり 次第、区報等でお知らせします。
既存不適格看板について	現在の状況で規制に引っ掛かるものはあるのか。	1件だけあり、該当者には説明も行っています。 逆に、1件しかいないため規制をかけるタイミン グとしては今なのだと考えています。
	既存不適格のものはどうなるのか。	指定を行ってから3年後か、2年に1度の屋外 広告物更新時の遅い方までには是正して頂く必 要があります。
	屋外広告物の規制には、罰則規定はあるのか。	屋外広告物を表示する際には、申請し許可を受 ける必要があります、基準にあったものしか設置 できないこととなります。
小石川植物園に関する こと	今回の規制は、周辺で暮らす一般の住宅の人からすれば賛成すべき案件だ と思う。規制区域は小石川植物園から見たときの景観を考えているので、植物園にも文京区にもメリッ トがあって素晴らしいことだと思う。ただし、例えば塀は、住宅街としては 圧迫するような外観になっている。植物園の外観としてふさわしいもの になっているかは議論されるべき。	植物園の低地側（白山三丁目）の塀については、今後改修する予定になっています。

	建設中のマンション側の坂（網干坂）は幅員が狭く、雨の日は大変。また住環境として地震の時に塀が大丈夫かということもある。	今のところ台地側の塀の改修予定は聞いていません。将来的に塀の改修がある場合には景観に配慮していただくようお願いしていきたいと考えています。
その他意見	白山 4 丁目は緑が多いところであり、今後もこの景観を守って欲しい。	ご意見として承ります。
	景観については、屋外広告物だけでなく、建物についてももっと規制をしないといけない。マンション事業者ばかりが得をして、景観を楽しみたい周辺住民に対して優しくない。これまで住んできた人の権利を早急に認めてほしい。	建築物については、景観法でできる範囲に限界があるため、建築基準法や都市計画法と連携しながらまち並みを誘導しないといけない部分があります。文京区では絶対高さ制限を導入し、建築物の高さについて厳しい規制を行っています。景観計画においては、景観法を超えて規制を行うことはできません。
景観計画について	新築した時の建物の色はどうなるのか。	色彩については、使用できる範囲を示しています。屋根や外壁などはこの範囲の色彩となるように指導しています。
	椿山荘がある江戸川公園には何か景観の規制は設けられているのか。	神田川景観基本軸基準を別途設けて実施しています。また、神田川は区境となっており、対岸の新宿区側でも指導の仕方は異なるかもしれませんが、東京都から受け継いだ同様の規制がかけられています。